

令和 7 年度福島県高付加価値産地展開支援事業

第 2 回公募要領

令和 7 年 9 月 8 日
福島県農林水産部農業振興課

第 1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。以下「被災12市町村」という。）の営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが喫緊の課題であり、農産物を生産すれば販売できる環境の形成が不可欠となっています。

このため、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、市町村を越えて広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出に必要な取組を本事業により支援します。

第 2 対象事業

実施要綱に基づき福島県高付加価値産地協議会が作成した高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）に沿った以下の取組が対象となります。

1 推進事業

高付加価値産地の創出に向けて、拠点事業者（※）への生産物の供給体制の構築及び拠点事業者による生産体制の強化等を図るための取組（下記（1）～

（7））を支援します。各事業の詳細は、実施要領別記第 2 を御確認ください。

- （1）リース方式による農業機械等の導入
- （2）生産資材支援
- （3）家畜の導入（受精卵を含む）
- （4）高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証
- （5）規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証
- （6）耕畜連携・コントラクターの育成支援
- （7）人材確保・育成

（※）拠点事業者とは

加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者であり、実施要領別表 2 の注書きの 3 つの機能（生産拡大機能、実需者ニーズ対応機能、種畜供給等機能）のいずれかを有する（又は有すると見込まれる）者をいいます。

第3 応募者の資格等

1 推進事業

推進事業の応募者については、メニューにより要件が異なります。

以下に主なメニューの実施主体を記載しますが、詳しくは、交付等要綱別表1及び実施要領別記第2を御確認ください。

- (1) 「リース方式による農業機械等の導入」、「生産資材支援」の実施主体
 - ・ 公社（地方公共団体が出資している法人。）
 - ・ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等であって、3戸以上の農業者で組織される団体等をいいます。）
 - ・ 農業を営む個人又は法人（耕種作物については、事業実施後3年以内に達成すべき経営規模の面積要件があります。）
- (2) 「家畜の導入」の実施主体
 - ・ 公社（地方公共団体が出資している法人。）
 - ・ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいいます。）
 - ・ 農業を営む個人又は法人
 - ・ 事業協同組合連合会及び事業協同組合

第4 事業実施計画の目標等

1 推進事業

- (1) 成果目標の基準

被災12市町村において、拠点事業者を核とした産地の創出に係る取組を実施することにより、農業者の営農再開を後押しし、営農再開の加速化に資するものであることとします。

（例：拠点事業者と結び付いた農産物の作付面積拡大や生産量増加、家畜の飼養頭数増加）

- (2) 実施期間

単年度とします。（事業は令和7年度内に完了すること。）

- (3) 目標年度

リース方式による農業機械等の導入、生産資材の導入、家畜の導入については、事業実施年度から3年以内とします。

上記以外のメニューについては、単年度とします。

第5 補助率等

1 推進事業

(1) 補助率

- ① リース方式による農業機械等の導入
国補助：補助対象事業費の3／4以内
県補助：補助対象事業費の9／40以内
- ② 上記①以外のメニュー
定額補助（ただし、家畜の導入については上限があります。）

(2) 補助対象経費

- ① リース方式による農業機械等の導入
農業機械及び園芸用施設のリース費用
- ② 生産資材支援
種子、種苗、苗木、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材、その他必要な資機材
- ③ 家畜の導入（受精卵を含む）
肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、性判別受精卵、高能力種畜の受精卵
- ④ 上記①～③以外のメニュー
メニューごとに補助対象となる経費が定められています。詳しくは実施要領別記第2の別表9を御確認ください。

第6 応募方法等

1 応募に当たっての留意点

応募事業は、産地計画に沿った内容であることや、拠点事業者と結びついた取組であること等の要件がありますので、応募に当たっては、事前に福島県農業振興課に御相談ください。御相談は電子メールでお願いします。

福島県農業振興課 電子メール：nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

※電子メールの件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の問合せ」としてください。

2 応募書類

以下の資料について提出期限内に提出してください。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼やヒアリングを行うことがあります。

(1) 推進事業

- ・応募申請書（別紙様式1）
- ・事業実施計画書（実施要領別記様式第3号）
- ・別紙「事業実施計画（推進事業）チェックリスト」記載の提出書類※
※メニューごとに提出書類が異なりますので御注意ください。
なお、別途、審査に必要な書類等の提出を求める場合があります。

3 応募期間

令和7年9月8日（月）～9月30日（火）17時00分（必着）

4 応募方法

(1) 応募書類の提出先

別紙のとおりとします。

(2) 応募書類の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メールで提出する場合は、件名を「福島県高付加価値産地展開支援事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。
また、電子メール受信の確認のため、送付後に問合せ先に電話で御連絡ください。
- ② 郵送で申請書類を提出する場合は、2部（正1部、副1部）を1つの封筒に入れ、「福島県高付加価値産地展開支援事業」と表に朱書きをして郵送してください。なお、提出書類は返却いたしません。

第7 事業実施計画の審査・承認

(1) 審査方法

応募者より提出された書類について、公募要件に合致する事業実施計画を対象に、福島県が書面審査を行います。

(2) 審査結果の通知

審査終了後、審査結果を応募者に対して通知します。

(3) 計画承認、補助金の交付決定

福島県の審査後、東北農政局との協議を経て、予算の範囲内で事業実施計画を承認します。計画承認後、補助金の交付手続きとなります。

＜応募から補助金交付決定までのフロー＞

応募（9／30まで）



県の審査



審査結果の通知



県と東北農政局との協議



計画承認



補助金交付申請



補助金交付決定